

平成30年度から、国民健康保険税の 税額税率等を改定します

●問い合わせ 住民課保険年金担当(☎282局1711 内線1131)

「国保の県域化」 国民皆保険を維持するために

国民健康保険は、病気やケガをしたときに備えて、加入する人たちがお金を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための助け合いの制度です。しかし、退職や失業、健康上の理由等により社会保険等を脱退した方などが加入することが多いことから、「収入が低く、医療費が高い加入者が多い」という構造的な問題を抱えています。

このような状況を受け、平成30年度から都道府県が国保の財政を担う「国保の県域化」が実施されることになりました。

被保険者の届出手続き等については、これまでどおり市町村の窓口で

行うこととなりますが、国保税の算定根拠はこれまでとは異なり、県が見込んだ医療費の総額を、市町村ごとの医療費水準と所得水準で案分した県内統一の算定方法による「国保事業費納付金」(以下、「納付金」と「標準保険料率※1」を基に、市町村が判断することになりました。

東海村国保の状況 (改定の背景)

東海村国保では、国保の県域化に伴い、平成30年度の保険税に関する検討を行ってきました。

このたび、東海村国民健康保険運営協議会への諮問・答申や、平成30年3月議会における審議を経て、平成30年度の国保税額税率等を改定することになりました(表1【参照】)。

県から示された東海村の「平成30年度標準保険料率」(平成29年11月末現在)は【表1】のとおりで、現行の保険税と大きな差が生じました。要因の一つとして、東海村国保の医療費が高いことが挙げられます(表2【参照】)。

また、標準保険料率は、国・県の激変緩和措置後の納付金額に対する税率となっておりますが、措置額は、1年ごとの医療費の自然増加見込み分(2.5パーセント)ずつ減っていくため、保険税で補っていく必要があります。

近年は被保険者の高齢化に伴い医療費が増加している一方で、被保険者数が減少し税収が減っているために、1人当たりの負担額が増額する結果となっています(図1【参照】)。

【表1】国保税額等改定内容

		平成30年度 (改定後)	平成28・29年度 (改定前)	引上値	【参考】東海村の平成30年度標準 保険料率※1 (一般被保険者分)
医療保険分	所得割	7.80%	6.70%	1.10%	8.70%
	均等割	2万2,000円	1万9,800円	2,200円	2万4,829円
	平等割	2万3,000円	2万800円	2,200円	2万6,163円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.30%	1.85%	0.45%	2.58%
	均等割	6,500円	5,500円	1,000円	7,639円
	平等割	6,500円	5,500円	1,000円	7,662円
介護保険分	所得割	2.00%	1.65%	0.35%	2.06%
	均等割	1万3,500円	1万1,600円	1,900円	1万4,410円

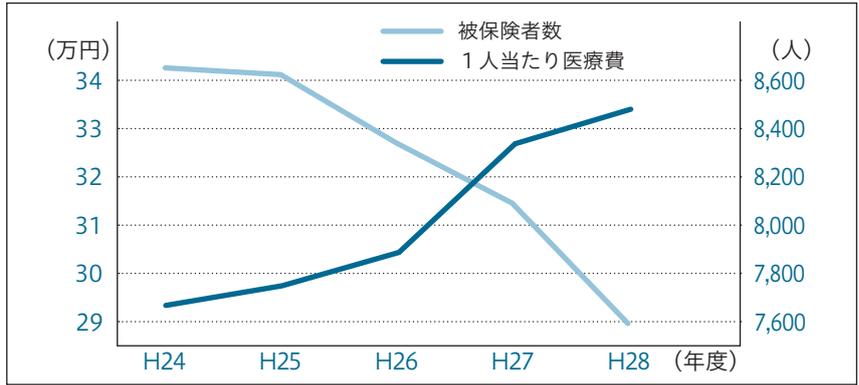
※1 標準保険料率…各市町村のあるべき保険料水準の「見える化」を図るため、県内市町村統一の算定基準に基づき保険料で集めるべき相当額(必要保険料総額)を算定し、保険料率に換算したもの。固有名詞のため、国保税方式の市町村においても、税率とは言い換えずにそのまま使用。

【表2】県内市町村における
1人あたり医療費
(平成28年度速報値)

1	北茨城市	36万7,954円
2	河内町	34万7,387円
3	五霞町	34万5,617円
4	高萩市	34万4,247円
5	かすみがうら市	33万7,685円
6	常陸太田市	33万5,352円
7	日立市	33万4,696円
8	東海村	33万4,458円
9	大子町	33万3,895円
10	利根町	33万1,496円
11	稲敷市	32万9,706円
12	筑西市	32万7,689円
13	那珂市	32万7,233円
14	鹿嶋市	32万7,224円
15	常陸大宮市	32万6,545円
16	つくばみらい市	32万4,275円
17	阿見町	32万845円
18	牛久市	32万419円
19	美浦村	31万7,160円
20	土浦市	31万6,724円
21	潮来市	31万6,650円
22	茨城町	31万6,611円
23	ひたちなか市	31万5,258円
24	桜川市	31万5,055円
25	取手市	31万2,721円
26	大洗町	31万303円
27	古河市	30万9,316円
28	常総市	30万7,250円
29	笠間市	30万6,798円
30	城里町	30万5,531円
31	石岡市	30万4,743円
32	下妻市	30万3,292円
33	守谷市	29万9,666円
34	行方市	29万8,126円
35	つくば市	29万7,801円
36	水戸市	29万6,927円
37	小美玉市	29万5,564円
38	坂東市	29万5,425円
39	龍ヶ崎市	29万4,134円
40	結城市	28万9,463円
41	境町	28万1,513円
42	神栖市	27万9,734円
43	八千代町	26万9,808円
44	鉾田市	25万6,822円
市町村平均額		31万314円

(データ提供：茨城県)

【図1】東海村国保 被保険者数と1人あたり医療費の推移



平成30年度の国保税の納付は、7月から始まります。詳細は、その時期にあらかじめ「広報とうかい」でお知らせします。

国保特別会計の赤字に対する一般会計からの補填的な繰入金(法定外繰入金)は、国保以外の社会保険に加入している方の税金も含まれており、税の公平性の観点から削減が必要な状況です。

このような状況から、今後も2、3年ごとに、医療費の伸びに合わせた保険税の見直しを行っていく必要があります。被保険者の皆さまにはご負担をお願いすることになります。が、国保財政の厳しい状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

具体例で比較する国保税額(税額改定前後)

例1. 40代の夫婦と子ども2人の4人世帯(軽減対象外世帯)



前年中の所得	夫	給与所得	283万円
		所得※2	250万円
	妻	専業主婦	収入なし
		所得※2	0円

内訳	平成30年度(改定後)	平成28年度(改定前)
医療分	30万6,000円	26万7,500円
支援分	9万円	7万3,700円
介護分	7万7,000円	6万4,400円
合計	47万3,000円	40万5,600円

月額 5,617円の増

例2. 70代の夫婦2人の世帯(5割軽減※3世帯)



前年中の所得	夫	年金所得	83万円
		所得※2	50万円
	妻	年金所得	0円
		所得※2	0円

内訳	平成30年度(改定後)	平成28年度(改定前)
医療分	7万2,500円	6万3,700円
支援分	2万1,200円	1万7,500円
介護分	0円	0円
合計	9万3,700円	8万1,200円

月額 1,042円の増

※2 旧ただし書き所得…前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物等の譲渡所得金額などの合計から基礎控除(33万円)を除いた額

※3 均等割・平等割